

令和3年6月25日制定
令和3年9月9日改正
国立大学法人奈良設立推進協議会

国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者選考について

(目的)

第1条 この定めは、国立大学法人奈良国立大学機構（以下「機構」という。）の監事の選考方法等を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 監事候補者を選考するため、以下の構成員による選考会議を組織する。

- 一 奈良教育大学、奈良女子大学の理事から各1名
- 二 奈良教育大学事務局長
- 三 奈良女子大学事務局長
- 四 奈良教育大学、奈良女子大学の経営協議会委員のうち学外委員から各2名

2 選考会議は、機構が設立した日をもって解散する。

(任務)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項を行う。

- 一 機構における監事の役割及び求める人材像（常勤、非常勤の観点を含む）の策定に関すること。
 - 二 機構の監事となる者の候補者（以下「監事候補者」という。）の選考に関すること。
 - 三 その他監事候補者の選考に関し議長が必要と認めた事項
- 2 前項第二号の監事候補者には、奈良女子大学監事から引き続き、機構の監事となる者は含まない。

(議長)

第4条 監事候補者選考会議に議長を置き、構成員のうちからの互選とする。

2 議長は、監事候補者選考会議を主宰する。ただし、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(選考方法)

第5条 選考会議は、監事候補者の選考を行うにあたり、監事に求められる役割、人材像等に関する選考基準を定めた上で選考を行う。

(機構設立以降の選考)

第6条 機構設立時に監事である者の後任の監事候補者の選考方法等については、機構設立後、別途定めるものとする。